

議案第 1 2 3 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表行政評価委員会の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------|----|-----------|
| 公共施設個別施設計画検討委員会 | 委員 | 日額 6,000円 |
|-----------------|----|-----------|

同表液状化対策検討委員会の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|----|-----------|
| 空家等対策協議会 | 委員 | 日額 6,000円 |
|----------|----|-----------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

非常勤特別職の報酬の新規制定を行いたいので、この案を提出するものであります。